

注意事項

1 令和6年度体育施設年間利用計画書について

- (1) 年間利用申請により受け付ける大会の基準は、参加人数が概ね100名以上で実施する事業です。
- (2) 別添「令和6年度行事予定表（施設利用のできない日）」に掲載されている日時は利用できません。
- (3) 土・日曜日の予備日は原則受け付けできません。大会利用日とその予備日については、10日以上あけて申請をお願いします。10日以内の場合は、使用料を徴収します。
- (4) 練習試合等は大会とみなしませんので申請できません。抽選会や一般開放にてご予約ください。
- (5) 大会名は正式名称をご記入ください。
- (6) 月曜日（祝日を除く。）は休館日のため、大会としての利用はできません。
- (7) 第2、第3希望があれば記入してください。
- (8) 利用計画書の必要項目はすべてご記入ください。記入漏れや記入間違いがありますと受け付けできませんので、提出前に再度記入内容をご確認ください。
- (9) 計画書提出後に変更等が生じた場合は、速やかにご連絡ください。承認後は変更できない場合があります。
- (10) 特別な事情がない限り、承認後の変更・キャンセルはご遠慮ください。やむを得ず変更・キャンセルされる場合は、速やかに体育館に申請してください。変更やキャンセルが多い利用者に対しては、次年度の年間申請を制限させていただくこともありますので、ご注意ください。
- (11) 複数の団体から同一大会の申請が提出される場合がありますが、必ず1大会につき1団体（主催者（大会打ち合わせに出席される方）が所属していること。）から申請してください。

2 還付先口座情報について

- (1) 雨天等により施設利用料の還付が生じた場合に使用します。
- (2) 口座名義を代表者と同じまたは団体名としていただくようお願いします。還付先口座情報と口座名義人が異なる場合、委任状の提出をお願いする場合があります。
- (3) 前年度と変更がない場合も必ず提出してください。口座内容の誤りにより、還付手続きが滞る可能性がありますので、必ずご確認ください。

3 東祥アリーナ安城（安城市体育館）アリーナの利用について

平成30年度より、アリーナでのフットサル及びハンドボールの利用を許可しています。ただし、試合については全面予約のうえ、1面のみの利用になります。

4 スポーツセンターの利用について

- (1) アリーナには観覧席がないため、参加人数の多い催事をご遠慮ください。
- (2) 館内で食事ができません。昼食等飲食を予定される場合は、別途会議室（有料）の利用をお願いします。
- (3) プールについて、大会の開催回数は1年度に1回程度の申し込みでお願いします。なお、平日の大会開催については別途ご相談ください。